H31-35 国営みちのく杜の湖畔公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)に関するご意見募集結果について

国営みちのく杜の湖畔公園（以下「本公園」という。）では、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づき、平成 32 年（2020 年）２月からも引き続き、本公園の運営維持管理業務について民間競争入札による業務委託を実施する予定としております。

このたび、運営維持管理業務民間競争入札実施要項（以下、「実施要項」という。）を定めるにあたり、現在検討している実施要項（案）を公表し、広く国民の皆様からのご意見を伺うため、平成３１年２月１３日（水）から平成３１年２月２７日（水）までご意見を募集いたしました。

お寄せいただいたご意見とこれに対する回答について、別添のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

ご意見募集にあたり、ご協力いただきました皆様へお礼を申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◇競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、その他本実施要項策定に係る諸情報につきましては、
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/hourei.html
をご参照下さい。

※平成３１年以降の元号の表示につきまして、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しています。

H31-35国営みちのく杜の湖畔公園　運営維持管理業務　パブコメ質問事項及び回答案

No.	記載箇所	頁	質問、意見等	質問、意見の理由	回答案
1	民間競争入札実施要項(案) 1.3.1　包括的な質の設定 表4　包括的な質	P11～12	【平成32～34年度】及び【平成35年度】の「公園特性を生かした植物管理」においては、「「花や水の風景」に関する「満足」及び「やや満足」の回答比率【平成26年度～平成29年度実績平均以上：年間約90%】」となっています。 次に別紙-13(別紙206)の■利用者満足度調査【H26～H29年度実績】においては、2.公園特性を活かした植物管理(「花や水の風景」の満足度)の「H26～H29の4年平均値は89.2%」となっています。 よって、4年平均値の小数点以下を切り捨て「年間約89.0%以上」としていただきたい。	「公園利用者数の確保」及び「利用者満足度の確保」の達成すべき質の数値については、4年平均値を切り捨て処理し設定されているため、「公園特性を生かした植物管理」についても同様の数値処理が妥当であると考えられるため。	・4ヶ年平均実績を踏まえ、目標値として年間89%と設定します。
2	民間競争入札実施要項(案) 3.3. 配置予定者の業務実績等に関する要件 表8　配置予定者の業務実績等に関する要件(実施体制)	P26	「総括責任者は、原則、実施期間中専任とする」、「開園期間中は、上記①の業務責任者(総括責任者)が勤務する体制か、上記②～④の業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。」と示されていますが、数量総括表においては、各業務責任者の勤務日数は週5日分を積算していただきたい。	H30-34ロ号国営公園の入札にあたり、総括責任者を除く業務責任者の専任が解かれ、総括責任者が勤務しない日のみ2名の業務責任者の勤務日が計上(2日/週×2人)され、総括責任者と業務責任者が同一日に勤務しない積算となった公園があり、業務に支障をきたす体制となったため。 また、業務責任者とは、仕様書に記載される個々の業務遂行を監理する者であり、大規模な国営公園においては、原則5日/週の勤務が必要であると考えられるため。	・必要に応じて適切に積算するとともに、公告時には「見積参考資料」として提示する予定です。
3	民間競争入札実施要項(案) 4.1. 入札の実施手続及びスケジュール	P29	「④申請書類の受付期限」の時期を「6月中旬」としていただきたい。また「③入札に関する質疑応答」の質問内容ごとに回答時期を設定していただくとともに、提出書類(申請書類、企画書、ヒアリング、入札等)に関する質問は、各々の書類提出期限の1週間以上前に回答していただきたい。	「③入札等に関する質疑応答」が4月中旬からとなっており、10日間の大型連休等を踏まえると、回答の時期や内容により、申請書の作成及び必要書類の手配期間が短く、間に合わない可能性があるため。	・現時点では概略の時期を示したものですが、公告時には、可能な範囲で余裕をもった提出期限を設定する予定です。
4	民間競争入札実施要項(案) 4.1. 入札の実施手続及びスケジュール	P29	「⑫契約締結」の時期を「12月上旬」としていただきたい。	業務計画書の提出は契約締結日の14日前までとなっており、⑪落札予定者の決定が10月上旬、⑫契約締結が11月下旬となると、落札予定者の決定から14日間で、必要となる項目を記載した業務計画書の作成、提出、承諾を得るのは現実的ではないため。	・現時点では概略の時期を示したものですが、公告時には、より実態に近い時期を示す予定です。
5	別紙9 収益施設等設置管理運営規定書(案) 　第10条　東北地方整備局との施設等運営者の責任分担	別紙141	「不可抗力」の項目において、施設等運営者の分担に「※2収益施設に関する備品を対象とする。」と示されていますが、このうち「管理備品」は対象外としていただきたい。	用語の定義において、備品には「管理備品」と「特定備品」があり、前者は「本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内に設置されているもの」と示されていることから、施設の一部と捉えられ、施設使用料を納めている施設等運営者が復旧等を担うのは、妥当でないため。	・不可抗力の項目において「備品」としているのは「特定備品」のことであり、記載を「特定備品」と修正します。
6	別紙9 収益施設等設置管理運営規定書(案) 　第12条　運営日時等	別紙143	「2.東北地方整備局が、天変地異、社会状況の著しい変化及びその他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできない。」と示されているが、施設等運営者と「協議」することとしていただきたい。	施設等運営者は施設使用料を収めており、採算性の点においても意向を反映させるべきであるため。	・天変地異などやむを得ない事由の場合で、営業廃止等の指示をする場合とは、国が開園することが困難であるとの判断のもと指示することとなります。 ・なお、その場合の施設使用料については(国営みちのく杜の湖畔公園)運営維持管理業務収益施設等管理運営規定書第14条なお書きにより、協議の結果、公園管理者が必要と認める場合には、施設使用料を改定することとなります。
7	別紙9 収益施設等設置管理運営規定書(案) 　第2編　第1章　駐車場 第6条　利用料金	別紙168	「■利用料金一覧」の表に示されている利用料金については、「下記料金を上限とする。」及び「東北地方整備局の指定する上限料金」と示されているが、これを削除していただきたい。 ＜駐車場について＞	収益施設の運営は、事業者が独立採算で実施するものであり、他の収益施設と同様に「収益施設全体の収支バランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める」が妥当であるため。	上限ではなく同程度として示すとともに、設定にあたっては調査職員と協議することとします。
8	別紙9 収益施設等設置管理運営規定書(案) 第2編　第7章　自主事業における行催事等 第62条　自主事業における飲食・物販施設等の設置運営および指定する施設の改善運営	別紙191	「施設等の新設可能範囲は、別添－49「自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲」のとおりで、既存施設の改修運営の対象施設は次のとおりとする。」と示されていますが、「施設等の新設」には、可能範囲内に位置する既存建物施設における建替えや躯体構造の変更が伴わない改修も含まれることを明記していただきたい。	「■改修運営対象施設一覧」に示されている収益施設(建物施設)以外の既存建物施設において、自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営の可否が不明であるため。	・改修運営対象施設一覧に無い施設も、提案内容によって改修運営が可能とすることとし、「対象施設以外の既存施設の改修運営を希望する場合は、調査職員と協議するものとする。」を追記します。